

# みなと みた

2026 **6**  
No.176

一般社団法人 三田労働基準協会報

## CONTENTS

### 労働行政ニュース ● 2～11

令和8年度東京労働局行政運営方針／令和8年度全国安全週間実施要綱(抜粋)／令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！／第22回東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO2026／労働保険の年度更新について

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

### ハローワークしながわインフォメーション ● 12～13

最近の雇用失業情勢／求人者訪問サポート

### 協会だより ● 14～16

2026年度「定期総会」開催される／三田労働基準協会役員名簿／2025年度正味財産増減計算書(抄)／2026年度収支予算書(抄)／新入会員のご紹介／講習会のご案内



#### 最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

[mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp](mailto:mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp) (講習会用)

\*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。

# 令和8年度 東京労働局行政運営方針

## ●スローガン

### 働く人と職場の未来のために TOKYO2026

〈東京の労働行政Profile 2026 から抜粋〉

## 第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

### ■東京都地方版政労使会議（東京労働懇談会）の開催

令和8年2月2日、東京都地方版政労使会議（東京労働懇談会）を開催しました。

小池東京都知事、神谷厚生労働大臣政務官をはじめ、行政機関、労使団体等の関係者が出席し、「賃金引上げに向けた取組」、「人材確保と生産性向上への対応」等、東京における課題について活発な意見交換を行い、同会議としては初となる共同メッセージの発信を行いました。

#### ～共同メッセージ本文～

私たちは、物価上昇を上回る持続的な賃金引上げを実現し、その成果が働く人々に届き、安心してより良い生活を実感できる東京を目指します。






そのため、価格転嫁・取引適正化と、設備投資、デジタル化などによる生産性向上を推進し、中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた環境づくりに一体となって取り組みます。

令和8年2月2日 東京都地方版政労使会議（東京労働懇談会）

### ■賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

#### 1 「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上や非正規雇用労働者の処遇改善等により賃金引上げを行う企業へパッケージにより支援します。

 <b>生産性向上 （設備・人への 投資等）</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務改善助成金</li><li>・働き方改革推進支援助成金</li><li>・人材開発支援助成金</li><li>・人材確保等支援助成金 （雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）</li></ul>		
 <b>非正規雇用労働者の処遇改善</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・キャリアアップ助成金 （正社員化コース、賃金規定等改定コース）</li></ul>		
 <b>より高い処遇への労働移動等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・早期再就職支援等助成金 （雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）</li><li>・産業雇用安定助成金 （スキルアップ支援コース）</li></ul>		

#### 2 業務改善助成金

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援を行います。

#### 3 働き方改革推進支援助成金

生産性を向上させ、労働時間削減、勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。

「取引環境改善コース」では、荷待ち時間等の短縮に取り組む荷主等の集団への支援を行います。

## ■最低賃金制度の適切な運営

### 1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正

時間額：1,226円

発効日：令和7年10月3日

### 2 東京都最低賃金の周知広報



オリジナルキャラクター  
【さいいちん犬】

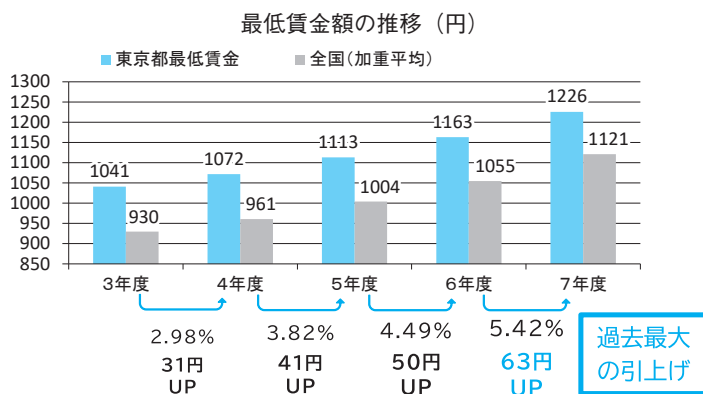
### 3 監督指導による最低賃金の履行確保

#### ■同一労働同一賃金の遵守の徹底

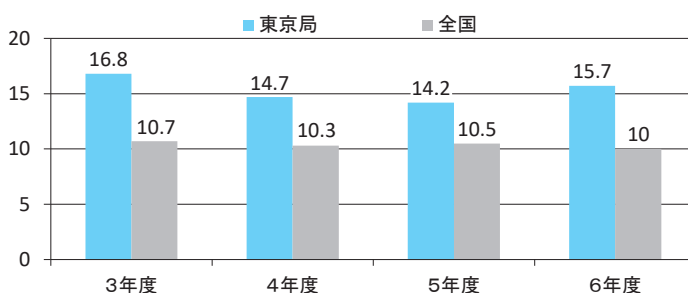
雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、説明会等で不合理な待遇差の解消に向けた取組の要請及び支援策の周知を図り、均等・均衡待遇の推進に向けた企業の自主的な取組を働きかけます。

労働基準監督署による定期監督等において同一労働同一賃金について確認を行い、労働局において法に基づき指導を行います。

令和8年度改正予定の同一労働同一賃金ガイドライン等の円滑な施行・適用に向けて周知・啓発に取り組みます。



最低賃金履行確保監督指導結果（違反率%）



## 第2 リ・スキリングによる能力向上支援（略）

## 第3 人材確保対策と労働移動の円滑化（略）

## 第4 多様な人材の活躍促進（略）

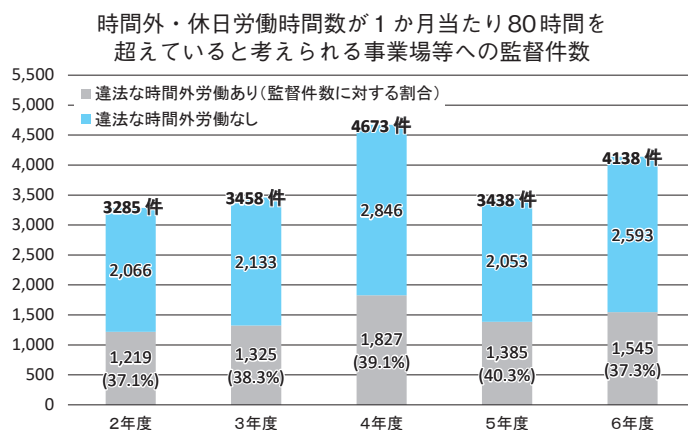
## 第5 職場環境改善に向けた取組

### ■長時間労働の抑制

#### 1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を実施します。

また、一定期間内に複数の過労死等が発生させた企業に対しては、企業の本社を管轄する都道府県労働局長から「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求め、同計画に基づく取組を企業全体に定着させるための助言・指導（過労死等防止計画指導）を実施します。



## 2 中小企業・小規模事業者及び建設・自動車・医師等（令和6年度適用開始業務等）に対する支援

働き方改革の推進に取り組む中小規模の事業者に対し、説明会や個別訪問などにより、長時間労働の抑制はもとより基本的な労務管理体制の整備に向けた支援を実施します。

**建設事業・自動車運転業務**については、ハローワークが実施する人手不足産業に係る雇用管理改善の取組と連携して説明会を開催するほか、関係機関と連携し、民間工事発注者や荷主等も含めた業界全体に対する総合的な支援を行います。

**医師**については、東京都と連携し、医療勤務環境改善支援センターを通じて医療機関への支援を実施します。

### ■労働相談等への対応

都内20か所の総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる相談に対応します。

労働基準法違反の申告があった場合には監督指導を実施し、民事上の個別労働紛争について相談者の申出があった場合には、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」によって解決を促します。

また、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム・有期雇用労働法」及び「労働施策総合推進法」に関する相談については、適切に事業主に対する助言指導等を行うほか、現に生じている紛争については、援助及び調停による解決を図ります。

### ■労働条件の確保・改善対策

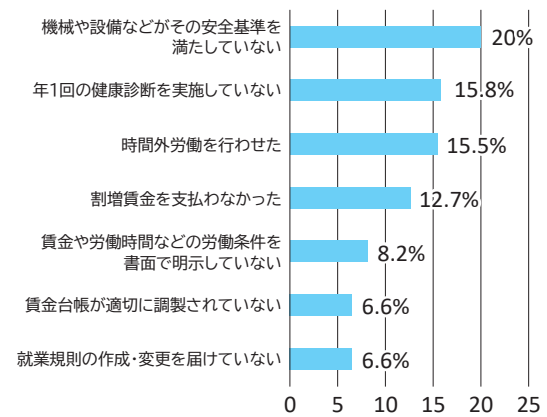
#### 1 法定労働条件の履行確保等

事業場における**基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させるよう**、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

#### 2 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

**外国人労働者、自動車運転者、障害者**の労働環境を適正なものとするため、**関係機関との連携**のもと労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

定期監督などにおける主な法違反の内訳（令和6年）



### ■労働災害防止対策の推進

#### 1 第14次東京労働局労働災害防止計画の推進

東京労働局では「第14次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。

（計画期間 2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間）

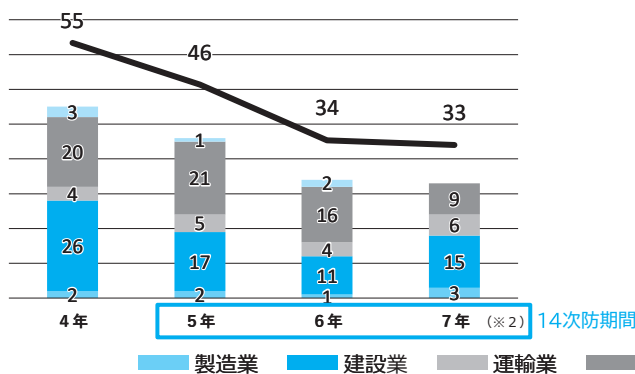
スローガン：**トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」**



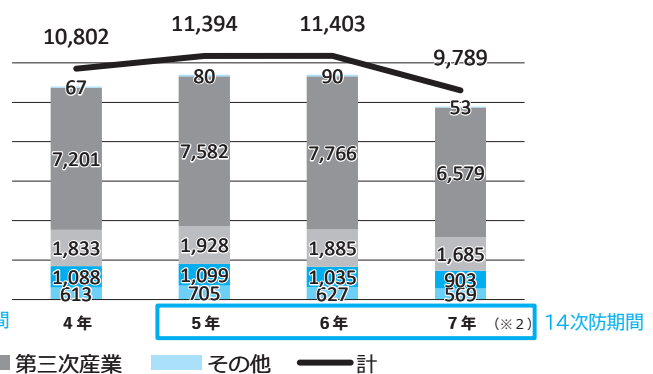
【目標】死亡災害：2027（令和9）年までに、2022（令和4）年と比較して5%以上減少

死傷災害：2027（令和9）年までに、2022（令和4）年と比較して5%以上減少

死亡災害発生状況（東京）（人）

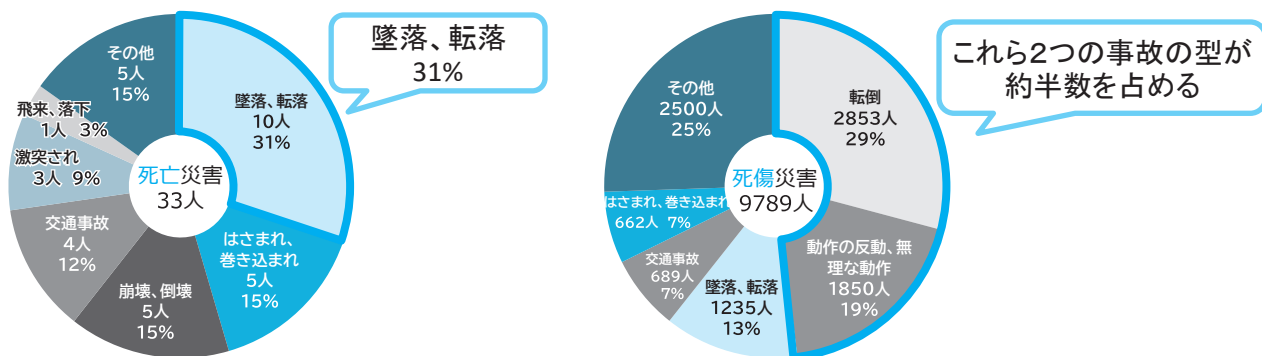


休業4日以上の死傷災害発生状況（東京）（人）



※1：新型コロナウイルス感染症によるものを除く。 ※2：7年は令和7年12月末日時点の速報値

令和7年 事故の型別労働災害発生状況



※件数の少ない事故の型はその他に含まれています。

## 2 死亡災害の撲滅を目指した労働災害防止対策の徹底

建設業における墜落・転落防止対策の徹底、陸上貨物運送事業・第三次産業等に対して労働災害防止対策の徹底を図ります。

## 3 行動災害及び高齢労働者の労働災害防止

小売業や介護施設における転倒や腰痛などの労働災害の防止に向け、管内のリーディングカンパニー等を構成員とするSAFE協議会の運営、自主的な安全衛生活動を支援する取組等を進めます。

高齢労働者の労働災害防止のため、令和8年4月から施行される改正労働安全衛生法等による「高齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」に基づき安心して安全に働ける職場環境の実現を推進します。

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の健康の保持増進等の取組の促進のため、エイジフレンドリー補助金の利用促進を図ります。

## 4 労働者の健康確保対策の推進

### (1) メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等の推進のため、指導・援助を行います。

また、労働安全衛生法の改正により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックが義務化されることから、その周知を図ります。

その他、産業保健総合支援センター等の活用を促す等によりメンタルヘルス対策の取組の促進を図ります。

### (2) 治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援の取組を促進するため、「治療と就業の両立支援指針」（令和8年4月1日適用）の周知啓発を図ります。

## 5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### (1) 新たな化学物質規制

危険性・有害性が把握されているすべての化学物質について、ラベル表示、安全データシート（SDS）の交付、リスクアセスメントの実施、同結果に基づくばく露防止のための措置の実施等、事業者の主体的な取組が進むよう、指導・援助等を行います。

### (2) 石綿ばく露防止対策

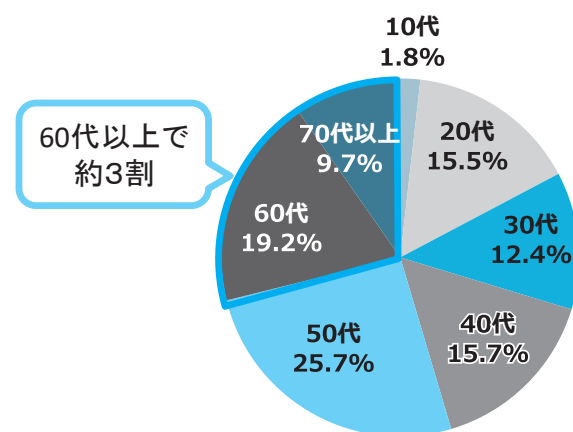
建築物等の解体・改修作業時の石綿ばく露を防止するため、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査をはじめとする対策の取組を推進します。

### (3) 熱中症対策

5月から9月までの間、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策の取組を強化します。

また、令和7年6月から義務付けられた重篤化防止措置について、引き続き周知徹底を図ります。

令和7年 労働災害の年齢別発生状況（12月末日時点）



## 6 改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底

令和8年4月から施行される、元方事業者等の個人事業者等への安全衛生対策、対象物質・化学物質成分名の表示、特定機械等の検査制度の見直しや高齢者の労働災害防止の推進、同年10月施行の個人ばく露測定や令和9年1月施行の個人事業者等の災害報告制度など、改正法の円滑な施行に向けた周知と履行の確保に取り組みます。

### ■労災保険給付の迅速・適正な処理

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷または病気になった場合、ご本人やご遺族が**必要な保険給付**等を迅速に受けられるよう、効率的な処理に努めます。

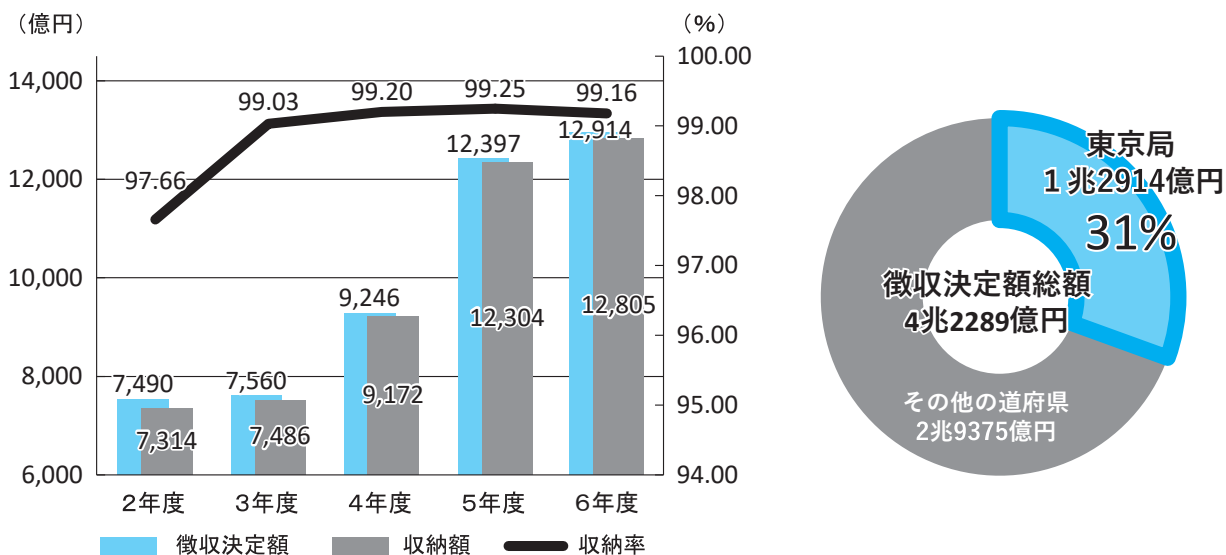
また、近年、増加している**精神障害**をはじめとして、**脳・心臓疾患、石綿関連疾患等**に係る労災請求についても、認定基準等に基づいた迅速処理に努めます。

## 第6 労働保険制度の適正な運営

### ■労働保険料の適正な申告・納付の促進

労働保険相談窓口等における周知、労働保険年度更新の円滑な運営により、適正な申告・納付を促進します。

労働保険料徴収決定額・収納額と収納率の推移（東京労働局管内）



厚生労働省 労働保険の適用徴収状況（年報）より

### ■労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和6年度は、東京局において加入勧奨・手続指導を行った結果、**6,777事業場**について**成立**をさせました。他の行政機関との連携、集中的な広報活動等により、労働保険の未手続事業の解消に取り組みます。

東京局管内における適用事業場数は、**全国の適用事業場数**（343万6,605事業場）の**14.3%**を占めており、事務組合への委託率は34.7%です。（令和6年度末現在）

### ■特別加入制度の拡大

労災保険特別加入制度の対象に特定フリーランス事業を追加する改正省令等が令和6年11月に施行されました。

今まで労災保険の特別加入の対象になっていなかった幅広い業種のフリーランスが新たに特別加入の対象となったことを踏まえ、新たに特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとしている団体に対して、引き続き丁寧な説明等適切な対応に取り組みます。

# 令和8年度 全国安全週間実施要綱（抜粋）

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和8年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場**

## 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実 施 者

各事業場等

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

### カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含まれます。）

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

#### 【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

#### 【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

### カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

#### ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには**毅然とした態度で対応し、労働者を保護する**旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**（※）を、労働者に周知する  
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

#### ◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

#### ◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

#### ◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの**対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する**

#### ◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したことを理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

**求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】**

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

**【求職者等とは】**

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
  - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
  - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

**【求職活動等とは】**

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

**求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例**

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

**求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置**

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**  
 （太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

**◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発**

- ① 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③ **求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

**◆相談体制の整備**

- ④ 相談窓口をあらかじめ定め、**求職者**に周知する
- ⑤ 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

**◆事後の迅速かつ適切な対応**

- ⑥ 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦ 被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧ 行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨ 再発防止に向けた措置を講ずる

**◆そのほか併せて講ずべき措置**

- ⑩ 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪ 労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

**お問い合わせ先** **お近くの都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）** 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

# 第22回 Safe Work TOKYO 2026 東京産業安全衛生大会

第14次労働災害防止計画推進中



トップが発信！ みんなで宣言  
一人一人が「安全・安心」

参加費無料

## 安全衛生表彰

### 事例発表

- 銀座線渋谷駅9年工事  
無災害を支えた安全管理  
東急・清水・鹿島建設工事共同企業体  
銀座線渋谷駅明治通り工区土木工事  
東急建設株式会社 土木事業本部
- オリジナル体操と体カテストを活用  
した転倒災害防止の取り組み  
三菱ケミカル株式会社

日時

令和8年

7/6 月  
13:30~17:00

場所

一ツ橋ホール

東京都千代田区一ツ橋2-6-2

## 特別講演

### 新しい安全の思想～協調安全～

一般社団法人セーフティグローバル推進機構 名誉会長  
明治大学 顧問 名誉教授  
公益財団法人鉄道総合技術研究所会長

向殿 政男

主催：東京労働局 各労働基準監督署（支署）  
公益社団法人東京労働基準協会連合会 各地区労働基準協会  
協賛：（一社）東京経営者協会 日本労働組合総連合会東京都連合会 建設業労働災害防止協会東京支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会東京都支部 （一社）日本ボイラ協会東京支部 （一社）日本クレーン協会東京支部  
（公社）ボイラ・クレーン安全協会東京事務所 （公社）建設荷役車両安全技術協会東京都支部  
東京都社会保険労務士会 （独）労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター  
後援：東京都 特別区長会 東京都市長会 東京都町村会

# ◆労働保険の年度更新について◆

## 1 労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は6月1日(月)から7月10日(金)までの間に行ってください。

## 2 年度更新申告書の作成について

(1) 申告書の作成に当たっては、申告書に同封されている「令和8年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方」をご覧ください、併せて、厚生労働省HP内の「年度更新申告書計算支援ツール（継続事業用）」を是非ご利用ください。

(2) 申告書の書き方等について、コールセンターを開設していますのでご活用ください。

開設期間：令和8年7月17日(金)までの9時～17時（土日祝日は除く。）

電話番号：0120 - 963 - 339

(3) 令和8年度の保険料率

ア 令和8年度の労災保険率に変更はありません。

イ 令和8年度より、雇用保険率は1000分の1引下げ変更となっています。

・14.5/1000→13.5/1000（一般の事業）

・16.5/1000→15.5/1000

（農林水産・清酒の事業）

・17.5/1000→16.5/1000（建設の事業）

(3) 窓口での提出

申告書の書き方がわからない方は、申告書及び賃金関係資料を持参の上、東京労働局又は管轄の監督署（集合受付会場）へお越しください。

(4) 電子申請による提出

電子申請なら、自宅やオフィスのパソコンから24時間いつでも申告することができます。

なお、特定の法人の事業場については、電子申請による申告書の提出が義務化されていません。

詳細は「申告書の書き方」をご覧ください。

(5) 電子納付（Pay - easy）

令和7年度から年度更新でも労働保険料等の電子納付が可能となりました。領収済通知書（納付書）を用いてインターネットバンキングから電子納付（Pay - easy）による納付ができます。

対象となる金融機関等（インターネット専業銀行）については、厚生労働省HPで確認することができます。

(6) 口座振替

労働保険料は「口座振替」が便利です。申込用紙を金融機関の窓口へ提出するだけで、手数料もかからず、保険料の引き落としも通常の納期限から最大約2カ月のゆとりができます。

なお、令和8年度第1期・全期（7/10期限）分の受付は終了していますので、第2期分以降又は来年度の納付からのご利用を検討ください。

## 3 申告書の提出及び労働保険料の納付について

(1) 郵送による提出

申告書に郵送提出用封筒が同封されていますので、納付書を切り離して、提出用の申告書を東京労働局あてに郵送してください。

なお、事業主控に受付印が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(2) 金融機関への提出

申告書と納付書を切り離さずに、保険料を添えて金融機関窓口へ提出してください。申告書の控えと保険料領収書を忘れずに受取ってください。

## 4 申告書受理・相談（集合受付）コーナー

申告書受理・相談コーナー（集合受付）を設置しますので、ご利用ください。

日時：6月30日(火)～7月10日(金)

9時30分～16時30分（土日は除く。）

場所：三田労働基準監督署1階会議室

### 〈お問合せ先〉

三田労働基準監督署 労災課 TEL.03-3452-5472

# 最近の雇用失業情勢

## ○令和8年4月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆完全失業率（季節調整値）2.5%であり、前月より0.2ポイント低下となった。
- ☆完全失業者数（季節調整値）は、179万人と前月より7万人減少した。
- ☆就業者数（季節調整値）は、前月より61万人増加し、6,876万人。
- ☆雇用者数（季節調整値）は、前月より63万人増加し、6,238万人。
- ☆主な産業別雇用者を前年同月と比べると、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」などが増加している。
- ☆令和8年4月の有効求人倍率（季節調整値）は1.18倍であり、前月と同水準となった。
- ☆令和8年4月の新規求人倍率（季節調整値）は2.11倍であり、前月より0.04ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（令和8年5月）「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」「雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。」

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
5年度	2.28	3.59	16.25	1.29	1.78	7.45	6,415	9,189
6年度	2.26	3.65	16.46	1.25	1.76	7.25	6,381	8,997
7年度	2.16	3.46	15.82	1.20	1.72	6.91	6,185	8,744
8年4月	2.11	3.41	12.32	1.18	1.74	6.90	6,271	9,041

- (注意) 1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。  
 2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。  
 3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。  
 4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

## ○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和8年4月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は346,895人（前年同月比3.5%減）で、11か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数は123,288人（前年同月比4.2%減）で、9か月連続で前年同月を下回った。

有効求職者数は209,425人（前年同月比2.2%減）で、6か月連続で前年同月を下回った。一方、新規求職者数は49,032人（前年同月比4.0%増）で、5か月連続で前年同月を上回った。就職件数は6,271件で、前年同月より12.5%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は2,803件（前年同月比16.8%減）、パートは3,468件（前年同月比8.7%減）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株東京商工リサーチ調べ）によれば、4月の都内の倒産件数は137件（前年同月比6.2%増）であり、業種別件数では、サービス業（35件）、情報通信業（30件）、卸売業（21件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（Tel.03-5419-8609 部門コード37#）

ハローワーク品川の職員が求人事業所を訪問し、求人に関するお悩みをサポート

# 求人者訪問サポート

応募者が来ない・・・ 応募はあるけど採用に至らない・・・  
求人票の効果的な記載方法を知り、応募者を増やしたい・・・ 等々  
求人者のお悩み、ハローワークがサポートいたします！

## ▶ここがポイント!!

### 事業所訪問型のため、じっくりゆっくり相談可能

求人のお申し込み時に来所いただく場合は、求人内容の確認に多くの時間がとられてしまいがちです。

また、求人者マイページでのお申し込みも、きめ細かな相談はなかなか難しいところです。

予約制かつ事業所訪問型のため、効率的かつ“相談”に特化したきめ細かなサポートが可能です。



### 事前問診型のため、お悩みを的確サポート

お申し込み時・日程調整時に、悩みごとをあらかじめ問診いたします。

問題点、ご案内すべきことを事前に把握したうえでの訪問になりますので、ポイントを押さえた的確なサポートや情報提供が可能です。



## ▶利用方法（事前予約制）

### ① ハローワーク品川のホームページよりお申し込みください

ハローワーク品川 > ご利用案内 > 求人者訪問サポートについてはこちらをクリック

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/shinagawa/kyushokusha/news\\_topics/041001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/shinagawa/kyushokusha/news_topics/041001.html)

### ② お電話にて訪問日時の調整及び問診を実施

### ③ ハローワーク品川の職員が事業所を訪問のうえサポート



事業所第一部門

〒108-0014 東京都港区芝5-35-3 TEL : 03-5418-7301 FAX : 03-3453-1628

## 2026年度「定期総会」開催される

5月25日(月)午後4時から東京プリンスホテル「サンフラワーホール」において、多数の会員様ご出席のもと2026年度定期総会が開催されました。定期総会開会の宣言のあと松岡茂喜会長より、決算審議のほか役員辞任に伴う補充にかかる審議を合わせてお願いしたいこと、中東情勢の緊迫化が日本経済に大きな影響を与え始め先行きが見えない状況が続いている中、当協会の業務運営状況に悪い影響を受けないように願うこと、今年度の東京労働局行政運営方針の「働く人と職場の未来のためにTOKYO2026」のスローガンのもと、労働者が健康で安心して働ける職場をつくり、豊かでゆとりある生活が送れることを目指していることの紹介、法改正等なるべく新しい情報を発信することなど、会員の皆様に役立つ活動を進めたいとの挨拶に続き、2025年度財務諸表承認の件、理事補充の件が審議、承認されました。また、2025年度事業報告・公益目的支出計画、2026年度事業計画・収支予算書の報告がなされました（新役員名簿及び財務諸表（抄）は別表のとおり）。ご来賓の北川敏子三田労働基準監督署長様から、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりに向けて業務を取り組むとのこと説明と、行政推進に向け会員の皆様のご理解ご協力を頂きたいとご祝辞をいただき、総会は無事終了しました。

引き続き懇親会に移り、松岡会長の挨拶の後、副会長として長年協会運営にご尽力いただいた米澤和芳様、垣見俊之様に感謝状の贈呈が行われ、ご来賓の港区清家愛区長様、東京労働局奈須川伸一労働基準部長様、北川敏子三田労働基準監督署長様、薄井明美品川公共職業安定所長様から、ご祝辞をいただきました。建設業労働災害防止協会東京支部港分会大野英知代表幹事様のご紹介の後、柳田一行副会長の晴れやかな発声で乾杯が行われました。三田労働基準監督署から内山剛副署長様、小比田達信副署長様、河村有子副署長様、玉置郁生第一方面主任監督官様、寛仁志第二方面主任監督官様、金内歩安全衛生課長様、藤澤和佳子労災第一課長様、品川公共職業安定所から竹内典子管理部長様、加藤未来職業相談部長様、安食仁雇用開発第一部長様、原和也雇用開発第二部長様にもご参加をいただき、名刺交換や穏やかな歓談で盛り上がり、岡田広行副会長の3本締めで盛会のうちにお開きとなりました。



松岡会長（定期総会）



定期総会全景



定期総会全景



松岡会長挨拶（懇親会）



退任の米澤様、垣見様に花束贈呈



清家港区長様ご祝辞（懇親会）



東京労働局奈須川労働基準部長様ご祝辞（懇親会）



北川署長様ご祝辞（懇親会）



薄井所長様ご祝辞（懇親会）



柳田副会長乾杯発声（懇親会）



岡田副会長中締め（懇親会）



懇親会全景

## 一般社団法人三田労働基準協会 役員名簿

役員名	氏名	所属事業場名	役員名	氏名	所属事業場名
会長代表理事	松岡 茂喜	松岡冷蔵(株)	理事	山田 雅士	山田倉庫(株)
副会長理事	柳田 一行	東洋電信電話工業(株)	理事	橋本 正吾	日本電気(株)
副会長理事	遠藤 宏	京浜急行電鉄(株)	理事	吉原 純一	東京定温冷蔵(株)
副会長理事	岡田 広行	鹿島建設(株) 東京建築支店	理事	虎岩 丈登	(株)小糸製作所
副会長理事	西川 大輔	伊藤忠商事(株)	理事	長谷川靖洋	(株)大林組 東京本店
理事	池田 文伸	東京シッピングサービス(株)	理事	小柳 剛也	東洋水産(株)
理事	星野 勇	ALSOK(株)	専務理事事務局長	宮崎 正行	(一社)三田労働基準協会
理事	山内アカネ	日本精米製油(株)	監事	狩野 孝寛	芝信用金庫
理事	蛭田 仲達	(株)サンリツ	監事	中島 隆	(株)田町ビル
理事	文珠川新一	(株)安藤・間			

### 2025年度正味財産増減計算書《抄》

(2025年4月1日～2026年3月31日) (単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	14,681,800	14,964,000	△282,200
②事業収入	61,020,255	60,517,115	503,140
③雑収入	547,086	757,151	△210,065
経常収益計	76,249,141	76,238,266	10,875
(2) 経常費用			
①事業費	75,757,464	78,923,919	△3,166,455
②管理費	4,774,153	4,690,353	83,800
経常費用計	80,531,617	83,614,272	△3,082,655
当期経常増減額	△4,282,476	△7,376,006	3,093,530
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	3,399,200	1,985,400	1,413,800
当期一般正味財産増減額	△7,681,676	△9,361,406	1,679,730
一般正味財産期首残高	210,449,380	219,810,786	△9,361,406
一般正味財産期末残高	202,767,704	210,449,380	△7,681,676
II 正味財産期末残高	202,767,704	210,449,380	△7,681,676

### 2026年度収支予算書《抄》

(2026年4月1日～2027年3月31日) (単位：円)

科 目	予算額	前年度 予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	14,735,000	15,070,000	△335,000
②事業収入	61,215,000	60,799,000	416,000
③雑収入	469,000	365,000	104,000
経常収益計	76,419,000	76,234,000	185,000
(2) 経常費用			
①事業費	75,990,000	80,478,000	△4,488,000
②管理費	4,947,000	4,796,000	151,000
経常費用計	80,937,000	85,274,000	△4,337,000
当期経常増減額	△4,518,000	△9,040,000	4,522,000
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	3,043,000	1,966,000	1,077,000
当期一般正味財産増減額	△7,561,000	△11,006,000	—

## 〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
サンワコムシスエンジニアリング(株)	品川区東五反田2-17-1	通信建設業
相互住宅(株)	品川区大崎1-2-2	不動産事業
日本水工設計(株)	港区三田3-5-19	建設コンサルタント
(株)丸井工文社	港区三田3-11-36	印刷業

## 講習会等のご案内

企画中の講習会をご紹介します。

**協会企画の講習会** (お申込の状況により中止させて頂く場合がございます)

### ※労務管理関係

#### ◎ **有料** 労務トラブル対応セミナー 8月20日(木)

使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、労働者を雇入れる際や労働契約を終了する際の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、最新の裁判例などをもとに分かりやすく解説いたします。

#### ◎ **有料** 賃金の法律実務 9月16日(水)

重要な労働条件の1つである賃金支払い等の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、元労働基準監督官の特定社会保険労務士が詳しく解説を行います。

### ※資格関係

#### ◎ **有料** 安全管理者選任時研修(第2回) 7月1日(水)～2日(木)

安全管理者の選任要件として、一定の実務経験者等であることに加え、厚生労働大臣が定める本研修を修了していることが必要(労働安全衛生規則第5条)となり、また、労働基準監督署への「安全管理者選任報告」提出に際しても、本研修の修了証写しの添付が求められます。

#### ◎ **有料** 衛生管理者受験準備講習会(第2回) 7月14日(火)～16日(木)

衛生管理者試験合格を目指す方のための講習です。業種に関わらず常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません。

#### ◎ **有料** 安全衛生推進者初任時教育 8月26日(水)

「安全衛生推進者」は一定の実務経験者等から選任するとともに、その能力の向上を図り職務を適切に遂行できるよう本教育を実施することとされています(平18.3.31能力向上教育指針公示第5号)。

#### ◎ **有料** リスクアセスメント担当者養成研修 9月2日(水)

厚生労働省の「リスクアセスメント担当者研修実施要領」に基づく「リスクアセスメント担当者養成研修」を実施いたします。

#### ◎ **有料** 衛生推進者養成講習(第2回) 9月8日(火)

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種の事業場(企業や支店営業所等の出先)では、労働安全衛生法第12条の2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」(工業的業種の場合は「安全衛生推進者」)を選任し、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

※詳しくは当協会HPをご覧ください。(開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますのでご確認をお願いします。)

## みなとみた

令和8年6月号 令和8年6月15日発行(年6回発行)第30巻第4号通巻第176号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <https://www.mita-roukikyo.or.jp>